

地方消費者行政の一層の強化を求める会長声明

消費者庁は、2017年7月25日、「地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会報告書」を公表した。同報告書は、地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方について、財源の確保、国の支援等にかかる基本的方向性を示したものであるが、その基本的な考え方を踏まえつつも、今後、財政支援等の諸施策についてさらなる充実化、具体化が望まれる。

全国の消費生活センターに寄せられる消費者被害やトラブルに関わる苦情相談件数は、90万件前後と高水準で推移している。宮崎県でも2016年度に寄せられた相談件数は7300件となっている。特にその中でも、高齢者の消費者被害・トラブルが増加の一途をたどっており、年代別の統計では70歳以上の相談件数が1374件と最も多い。判断力が低下した高齢者の弱い立場につけ込む悪質商法・詐欺商法が深刻さを増している。また成人年齢の引き下げに伴う若年者の消費者被害が多発することも予想される。社会の高齢化、国際化、情報化の中で、地方消費者行政の一層の充実が求められている。

こうした中、地方消費者行政の財政基盤の確保は、極めて重要な課題である。現在、地方消費者行政の財政基盤は、地方消費者行政推進交付金等の国の支援により支えられている。しかし、地方消費者行政推進交付金の対象は、2017年度までの新規事業に限定されており、継続性が確保されていない。多くの地方公共団体の政策判断が必ずしも消費者行政重視に転換していない中、財政基盤の脆弱化は地方消費者行政の後退を招くことになりかねない。

地方消費者行政の財政基盤を引き続き確保し、充実していくためには、地方消費者行政推進交付金の対象事業を2018年度以降の新規事業も適用対象に含めるよう同交付金の実施要領を改めるか、または、地方消費者行政の体制・機能強化のための新たな特定財源を立ち上げることが必要である。

また、消費生活相談情報のP I O - N E T登録、重大事故情報の通知、法令違反業者への行政処分、適格消費者団体の差止関係業務など、国の業務と関連があり、全国的な水準を向上させる必要性が大きい業務が地方公共団体により担われていることに鑑みれば、地方財政法第10条を改正し、これらを担当する地方公共団体の職員・相談員の人件費等の相当割合を、国が恒久的に負担すべきである。

加えて消費生活相談窓口寄せられる情報は、執行事務（行政指導・行政処分）の端緒となっている。相談業務機能の減退により、最初の入り口部分である相談窓口寄せられる情報が減少すると、その結果、執行機能が減退することとなる。

こうした財政基盤の確立とともに、地方消費者行政における法執行、啓発・地域連携等の企画立案、他部署・他機関との連絡調整、商品テスト等の事務を担当する職員の配置人数の増加及び専門的資質の向上に向け、国による実効性ある支援を強化することが望まれる。

さらに、消費生活業務は相談者に対する懇切丁寧な聴き取りと、悪質業者に対する粘り強い交渉が必要である。悪質業者からの心無い罵声を浴びせられる職員も少なくないことに鑑みれば、業務に掛かる負荷は高いものといえる。そのた

め、業務に携わる職員の人的側面・経済的側面等の待遇改善・向上は必須である。また、弁護士などをパートタイムとして雇うことで法的知識も一層充実しうると考えられ、この意味からも地方消費者行政の一層の充実が求められている。

当会は、国による継続性のある財政支援とさまざまな施策への実効性ある支援及びこれらを通じた地方消費者行政の一層の強化を求める。

2017（平成29）年11月29日

宮崎県弁護士会
会長 小林孝志

